

徳島市市勢要覧制作業務仕様書

1 件名

徳島市市勢要覧制作業務

2 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

3 履行場所

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市企画政策局広報広聴課（徳島市役所9階）

4 委託内容

- (1) 冊子のページ等構成、デザイン等レイアウトの企画
- (2) 冊子に使用するための写真等素材の調達及び原稿作成
- (3) 写真等素材の調達及び原稿作成を行うための取材及びその調整
- (4) 冊子の製版、印刷及び本仕様書に定める成果物の作成・納品
- (5) そのほか市勢要覧を作成するために必要な一切の業務

5 制作する冊子（成果物）について

(1) 成果物の要件

- ① 観光・地域資源、文化をはじめ、徳島市の持つ魅力や特徴を読者が「徳島市に住んでいて良かった、住んでみたい」と思えるよう、工夫しながら紹介すること。
- ② 徳島市が取り組む市政全般について、徳島市まちづくり総合ビジョンや市長公約などを踏まえながら主要事業を取り上げ、読者にまちづくりの将来像「笑顔みちる水都 とくしま」を理解しやすいように紹介すること。
- ③ 徳島市民へのインタビュー、取材などを通じ、市民の声や顔を効果的に紹介するよう工夫すること。
- ④ 項目ごとに、英語及び中国語で概略説明を付すること。
- ⑤ 写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者が見やすく、飽きないような構成にすること。また、色覚バリアフリーに配慮すること。

(2) 成果物の規格

- ① ページ数・体裁
A4版、4色カラー、52ページ（表紙・裏表紙を含む）、左閉じ・右開き
- ② 紙質
表紙はマットコート紙 135kgPP 加工、本文は両面マットコート紙 110kg 以上

(3) 納品する成果物

- ① 冊子の印刷部数 5,000部
- ② 冊子のデータ電子ブック形式及びPDF形式で、CDまたはDVDメディアを1枚
- ③ 当該業務において収集した資料・写真等は、掲載しないものについても、徳島市が今後必要に応じて使用できるよう整理して引き渡すこと。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、市の了解を得なければならない。

(2) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は市に帰属するものとし、また、市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、徳島市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(3) 機密の保持

受託者並びに業務の再委託を行った場合は、その再委託先（以下、「受託者等」という。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者等は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、徳島市個人情報保護条例（平成17年3月24日徳島市条例第1号）を遵守しなければならない。